

平成25年度

スポーツ振興基金助成金

(選手・指導者研さん活動助成)

受給手続きの手引



スポーツ振興基金

平成26年2月

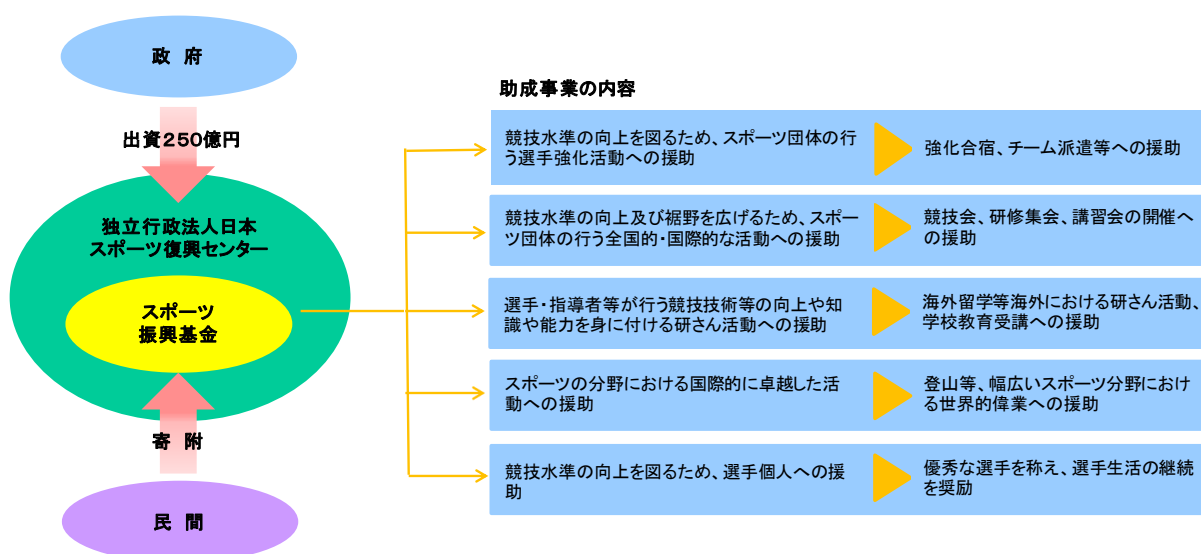
独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興基金助成金について

スポーツは、国民の心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものです。特に、我が国の国際的な競技水準の向上を期して、選手や指導者が安んじてスポーツ活動に打ち込めるようにするとともに、スポーツの裾野を拡大するための施策を講じることは、国民のスポーツに対する意欲や興味を喚起し、広く我が国のスポーツの普及・振興を図る上で大きな意義を有しています。

このため、政府は平成2年度補正予算から250億円を出資し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの前身である日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設置しました。これに民間からの寄附金約44億円を合わせて基金の拡充を図り、合計約294億円を原資に、その運用益により、スポーツ団体、選手・指導者等が行う各種スポーツ活動等に対して助成を行うこととしています。

助成金の交付を受けるに当たっては、上記趣旨をご理解いただくとともに、本「受給手続きの手引」を熟読の上、各種手続きを進めるようお願いいたします。



JAPAN SPORT
COUNCIL
日本スポーツ振興センター

目次

平成25年度スポーツ振興基金助成金受給手続きについて	(頁)
1 助成の概要	3
2 助成の流れ	6
3 推薦手続きについて	9
4 助成決定者の選定及び交付の決定手続きについて	10
5 報告書類の提出について	11
6 助成金の額の確定について	12
7 助成金の交付（支払）について	13
8 助成活動の中止について	13
9 交付の決定の取消し及び罰則について	13
10 助成金を受給する上での留意事項等（重要）	14
11 その他	14
12 お問い合わせ先	15

用語説明

J S C	独立行政法人日本スポーツ振興センター
J O C	公益財団法人日本オリンピック委員会
N F	助成対象者が所属する統括競技団体
J A D A	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
助成対象者	助成の対象となる者（J O CにおいてN Fと協議の上、推薦のあった選手及び指導者等）
助成決定者	助成対象者のうち、助成金の交付の決定を受けた者 （助成金交付決定通知書を受領した者）

1 助成の概要

(1) 目的

我が国における優秀な選手及び指導者等が行う競技技術等の向上や将来に向けて、職業や實際生活に必要な知識や能力を身に付ける研さん活動等に対して助成を行うことにより、選手及び指導者等の能力育成を図ることを目的としています。

(2) 助成対象活動

助成の対象となる活動は、次に掲げる活動とします。

ア 海外研さん活動

選手及びその指導者等が競技技術等の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動

イ 能力育成教育

選手又は選手であった者が将来に向けて、職業や實際生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める大学、高等専門学校及び同法第124条に定める専修学校における教育）

なお、助成対象活動の実施期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間に実施するものとします。

※平成25年3月31日以前の経費は、助成対象経費となりません。

(3) 助成対象者

助成の対象となる者は、JOCにおいてNFと協議の上、推薦のあった選手及び指導者等とし、次に掲げる者とします。

ア 海外研さん活動

(ア) JOCがエリートA、エリートB又はユースエリートに認定した選手

(イ) JOCが特に推薦するJOCが認定した強化スタッフ

(ウ) 海外研さん活動の人数は、JOC及びNFと協議の上決定した範囲内とします。なお、必要に応じて、推薦者に推薦順位を付してください。

イ 能力育成教育

(ア) JOCがエリートA若しくはエリートBに認定した選手又は選手であった者（JOCがアスリートプログラムを実施する以前においては、エリートA又はエリートBをそれぞれ特別強化指定選手A又は特別強化指定選手Bに読み替えるものとする。）

(イ) 次のいずれかの規程又は要項に基づく顕彰又は表彰を受けた選手又は選手であった者

1) スポーツ功労者顕彰規程（昭和43年11月14日文部大臣裁定）

2) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令第二号）

3) オリンピック競技大会入賞者等表彰要項（平成4年8月10日文部大臣裁定）

4) 国際競技大会優秀者等表彰要項（平成9年9月3日文部大臣裁定）

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外で、特に優れた成績を収めたと理事長が認めた選手又は選手であった者

(エ) 能力育成教育の人数は、JOC及びNFと協議の上決定した範囲内とします。なお、必要に応じて、推薦者に推薦順位を付してください。

なお、以下に該当する者は原則対象者とはなりません。

①国庫補助等による助成を受けている選手及びスタッフ（例：ナショナルコーチ、アシスタントナショナルコーチ、専任コーチングディレクター〔トップアスリート担当、ジュニアアスリート担当、NTC担当〕、専任メディカルスタッフ、専任情報科学スタッフ、マルチサポート事業スタッフ、メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業スタッフ）

②JSCの広報活動等^(※)に協力しない選手

(※) JSC事業の広報、「体育の日」中央記念行事、交付式等

(NFの規定やスポンサー等との契約等により協力できない場合は個別にお問い合わせください。)

(4) 助成対象期間

助成対象期間は、次に掲げるとおりです。

ア 海外研さん活動

原則として6か月以内とし、競技技術等の向上又は受入れ先の事情等により特に必要と認められる場合は、1年を限度とします。

イ 能力育成教育

原則として2か年以内とします。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

なお、交付の申請は、事業年度ごとに行ってください。

(5) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次の表に定めるとおりとします。

助成対象活動	助成対象経費
海外研さん活動	旅費、渡航費、滞在費、その他競技技術の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動に直接必要な経費
能力育成教育	諸謝金、旅費、借料及び損料、スポーツ用具費、備品費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、その他将来に向けて、職業や実生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育に直接必要な経費

(5) 助成金の額

助成金の額は、定額（千円未満切捨て）とし、助成金の額の上限額は次に定めるとおりとします。なお、助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成活動の収入総額が、支出総額を上回るときは、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

ア 海外研さん活動

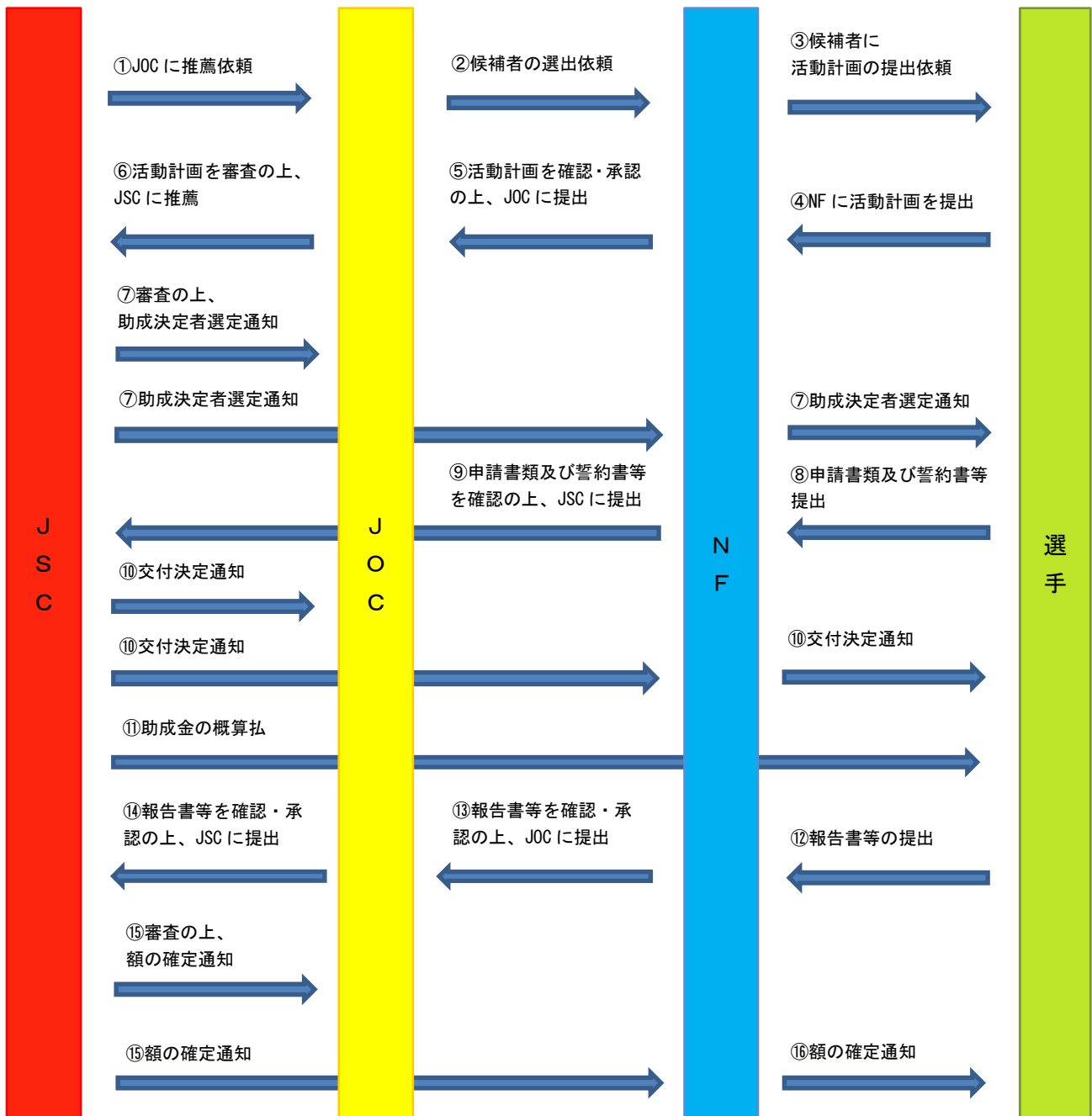
助成金の額は、スポーツ振興基金助成金実施要領の「助成対象経費の基準等」により算定した額とします。

イ 能力育成教育

助成対象経費は、次の表に掲げる額を限度とします。

履 修 教 育 機 関	助 成 対 象 経 費 限 度 額
大学・大学院（修士）	1, 920千円（160千円×12ヶ月）
大学院（博士）	2, 160千円（180千円×12ヶ月）
大学院（専門職学位）	2, 400千円（200千円×12ヶ月）
短期大学、高等専門学校、専修学校	1, 680千円（140千円×12ヶ月）

2 助成の流れ



時 期	No.	事 項	該 当 者	内 容
2 月	①	助成対象者の 推薦依頼	J S C	・ J S C は、J O C に助成対象者の推薦を依頼します。
	②	候補者の 選出依頼	J O C	・ J O C は、N F に候補者の選出を依頼してください。
	③	活動計画の 提出依頼	N F	・ 当該 N F は、J O C から候補者の選出の依頼を受けたときは、候補者に所定の活動計画（P 9、10 参照）の作成を依頼してください。
	④	活動計画の 提出	選手等	・ 候補者は、活動計画（P 9、10 参照）を N F へ提出してください。
	⑤	活動計画を確認・承認の上、 提出	N F	・ 当該 N F は、候補者から提出があった活動計画を確認・承認した上で、とりまとめて J O C に提出してください。
	⑥	助成対象者の 推薦	J O C	・ J O C は、N F と協議をし、活動計画等を審査した上で、助成対象者を決定し、所定の推薦書類（P 9 参照）を J S C に提出してください。
	⑦	助成決定者の 選定	J S C	・ J S C は、活動計画等について審査を行い、助成対象者の中から、助成金を交付すべき者、助成対象経費の上限額を選定します。 ・ J S C は、選定された選手及び指導者等、N F 及び J O C に対し、助成決定者選定通知を送付します（選定された選手及び指導者等への通知は、N F を通じて行います。）。 ※通知の際に、選定された選手及び指導者等には、交付決定に必要な資料を併せて送付します。
	⑧	申請書類及び 誓約書等の 提出	選手等	・ 選定された選手及び指導者等は、申請書類と誓約書等（P 11 参照）を N F へ提出してください。
	⑨	申請書類及び 誓約書等を確認の上、 提出	N F	・ 当該 N F は、選定された選手及び指導者等から提出があった申請書類及び誓約書等（P 10 参照）を確認した上で、J S C に提出してください。
	⑩	交付の決定	J S C	・ J S C は、提出された申請書類及び誓約書等をもって、助成金の交付の決定を行い、当該助成決定者、N F 及び J O C に対し、交付決定通知書を送付します（当該助成決定者への通知は、N F を通じて行います。）。

	⑪	助成金の概算 払	J S C	・助成決定者は、助成金の概算払いが必要な場合は、助成金概算払申請書を提出します。J S Cは、請求に基づき、助成決定者に交付決定額の半額を概算払いします。
4月 又は活動 完了後 (30日以内)	⑫	実績報告書等 の提出	選手等	・助成決定者は、実績報告書等（P 1 2参照）をN Fへ提出してください。
	⑬	実績報告書等 を確認・承認 の上、提出	N F	・当該N Fは、助成活動が完了した助成決定者に、上記、実績報告書等（P 1 2参照）の提出を依頼し、確認・承認をした上で、とりまとめてJ O Cに提出してください。
	⑭	実績報告書等 を確認の上、 提出	J O C	・J O Cは、N Fから提出された上記実績報告書等（P 1 1、1 2参照）を確認した上で、活動の完了から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、とりまとめてJ S Cに提出してください。
4月末	⑮	助成金の額の 確定及び助成 金の交付	J S C	・J S Cは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金の額を確定し、当該助成決定者、N F及びJ O Cに対し、助成金の額の確定通知書を送付します（当該助成決定者への通知は、N Fを通じて行います。）。 ・J S Cは、助成決定者に助成金（未払額）を交付します。
		助成金の返還	選手	・助成決定者は、助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときは、J S Cに超過した額を、別に通知を受けた期限までに返還してください。 ・返還についての通知は、J S Cから当該助成決定者、N F及びJ O Cに通知します（当該助成決定者への通知は、N Fを通じて行います。）。

※選手の書類提出期日についてはN Fに、N Fの書類提出期日についてはJ O Cにご確認ください。
 ※時期につきましては、審査の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

3 推薦手続きについて

(1) JOC

JOCは、JSCからの助成対象者の推薦依頼の通知（配分計画含む。）に基づき、NFに対して候補者の選定依頼を行い、NFと協議の上、提出書類①～④を作成し、メール及び郵送により別に通知する日までに、JSCに提出してください。

その際、NFから提出された助成活動計画書（提出書類⑤）についても審査の上、併せて郵送にて提出してください。

【提出書類】

- ① 推薦書（様式1）
- ② 推薦者一覧（様式2-1）
- ③ 推薦調書（海外研さん活動）（様式3）
- ④ 推薦調書（能力育成教育）（様式4）
- ⑤ 助成活動計画書（NFから提出されたもの）

【提出先】

<送信用メールアドレス>

josei4@jpnnsport.go.jp

<郵送書類提出先>

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 助成課審査第四係

※封筒に「基金助成金推薦書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

(2) NF

JOCから候補者の選出依頼を受けたNFは、候補者に、助成活動計画書の提出を依頼し、その内容について確認し、NFの長が承認を行った上で、提出期日までに、推薦調書等を付してJOCに提出してください（提出期日、提出先及び提出書類は、JOCにご確認ください。）。

(3) 選手及び指導者等

NFから、JSCに推薦される候補者として選出された選手及び指導者等は、提出期日までに、助成活動計画書（提出書類①）をNFに提出してください（提出期日及び提出先は、NFにご確認ください。）。

【提出書類】

- ① 助成活動計画書（実施要領別記様式第1 別紙2-3、別紙2-4）

なお、JSCの定める書類については、JSCのホームページからダウンロードをして作成してください。

[様式ダウンロード](#)

<http://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin///tabid/119/Default.aspx>

4 助成決定者の選出及び交付の決定手続きについて

スポーツ振興事業助成審査委員会において、助成金の配分額の決定及びその範囲内において、認定区分ごとに助成決定者となる者を、JOCから推薦のあった者の中から、審査のうえ選定し、審査結果をJOCに通知します。

また、選定された選手及び指導者等には、NFを通じ、助成決定者選定通知を送付しますので、通知を受けた場合は、以下のとおり手続きを進めてください。必要書類全ての提出をもって、助成金の交付の決定を行います。

なお、助成金の交付の決定は、助成財源の範囲内で行いますので、交付の決定に至らない又は申請額から減額して交付の決定を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

また、助成金の交付の決定については、文書により通知します。審査手続期間中の採否に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

(1) NF

NFは、選定通知を受けた選手及び指導者等に、助成金の交付を受けるため申請に係る提出書類①～③の提出を依頼し、内容を確認した上で、別に通知する日までに、JSCへ提出してください。

【提出書類】

- ① 助成金交付申請書 (実施要領別記様式第1)
- ② 銀行振込依頼書
※本人名義以外の口座に振込を行う場合は委任状が必要です。
※委任状の様式は任意ですが、参考例をホームページに掲載しております。
- ③ 誓約書 (NFに送付しますので、選定通知を受けた選手及び指導者等に送付ください。)
- ④ 助成金概算払申請書 (実施要領別記様式第11)
※助成金の概算払いが必要な場合のみ

【提出先】

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 助成課審査第四係

※封筒に「基金助成金申請書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

(2) 選手及び指導者等

選定通知を受けた選手及び指導者等は、提出期日までに、助成金の交付を受けるため申請に係る提出書類①～③を、NFへ提出してください（提出期日及び提出先は、NFにご確認ください。）。

誓約書の提出にあたっては、誓約書の記載内容をよく確認の上、署名ください。提出書類①～③のいずれかひとつでも未提出の場合は、交付の決定を行いません。

また、助成金の概算払いが必要な場合のみ、提出書類④を併せて提出ください。

【提出書類】

- ① 助成金交付申請書 （実施要領別記様式第1）
- ② 銀行振込依頼書
※本人名義以外の口座に振込を行う場合は委任状が必要です。
※委任状の様式は任意ですが、参考例をホームページに掲載しております。
- ③ 誓約書（NFを通じて、選定通知を受けた選手及び指導者等に送付します。）
- ④ 助成金概算払申請書 （実施要領別記様式第1）
※助成金の概算払いが必要な場合のみ

なお、JSCの定める書類については、JSCのホームページからダウンロードをして作成してください。

様式ダウンロード

<http://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin///tabid/216/Default.aspx>

5 報告書類の提出について

(1) JOC

JOCは、NFに実績報告書等の提出を依頼し、提出された実績報告書等を確認の上、提出期日までに、JSCにメール及び郵送により提出してください。

【提出先】

<送信用メールアドレス>

josei4@jpnsport.go.jp

<郵送書類提出先>

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 助成課審査第四係

※封筒に「基金助成金状況報告書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

【提出期日】

平成26年4月10日（木）

(2) NF

NFは、選手に実績報告書等の提出を依頼し、NFの長の確認・承認を得た上で、提出期日までに、JOCにメール及び郵送により提出してください（提出期日及び提出先は、JOCにご確認ください。）。

なお、期日までに状況報告書等の提出がない場合は、助成金交付の取消しを行う場合もありますので、ご注意ください。

(3) 選手及び指導者等

選手及び指導者等は、提出期日までに、提出書類①～⑥を、NFにメール及び郵送により提出してください。（提出期日及び提出先は、NFにご確認ください。）

【提出書類】

- ① 実績報告書（実施要領別記様式第8）
- ② 助成活動報告書（実施要領別記様式第8 別紙1-3~4）
- ③ 収支計算書（実施要領別記様式第8 別紙2）
※海外研さん活動のみ
- ④ 収支に関する証拠書類（実施要領第13条に定める書類（領収書等））
- ⑤ 活動状況レポート及び活動時の写真
※海外研さん活動のみ
※活動状況を400字程度にまとめ、写真と併せて提出ください。
※JSCのホームページに掲載しますので、メールにて提出ください。
- ⑥ 社会貢献活動レポート及び活動時の写真
※能力育成教育のみ
※助成活動実施期間中において、30日間以上、スポーツに関する社会貢献活動を行うことと
なっておりますので、活動状況を400字程度にまとめ、写真と併せて提出ください。
※JSCのホームページに掲載しますので、メールにて提出ください。

なお、JSCの定める書類については、JSCのホームページからダウンロードをして作成してください。

様式ダウンロード

<http://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin///tabid/218/Default.aspx>

6 助成金の額の確定について

JSCは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績が、助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額の確定を行います。

なお、助成金の額は、額の確定の際、活動の収支や額の確定に係る審査の状況などにより、減額又は取消しとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 助成金の交付（支払）について

助成金の交付（支払）は、活動完了後に提出される実績報告書を審査のうえ、助成金の額の確定後に行います（支払は銀行振込となります。）。

ただし、助成金概算払申請書を提出された場合は、交付決定額の半額を概算払いします。

この場合、概算払により受領した助成金に発生した預金利息は、助成事業の収入となります。

なお、助成金の額の確定後、既に交付した助成金に差異（過不足）が生じた場合は、助成金の返還又は未交付額の交付を行うこととなります。

また、助成金の返還となった場合は、助成金の額の確定日（返還命令日）から20日以内に返還命令額を納付していただくこととなります（納付期限を経過した場合は、延滞金が発生しますのでご注意ください。）。

8 助成活動の中止について

助成活動を中止する事由が生じた場合の手続きについては、スポーツ振興事業部助成課までお問い合わせください（「12 お問い合わせ先」（P15）参照。）。

手続きが取られた場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該選手及び指導者等、NF及びJOCにその旨通知します。

9 交付の決定の取消し及び罰則について

JSCは、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命じます。

助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とし、期限内に納付しなかった場合、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金が課されますのでご注意ください。

また、虚偽の報告やドーピング違反など、不正受給が発覚した場合、助成金の返還及び選手及び指導者等本人の受給資格停止処分等を科しますので、ご注意ください。

なお、不正受給にNFが関与した場合は、NFにも罰則を科すこととしますので、所属選手及び指導者等の活動の把握及び誓約事項の遵守に関する指導等を徹底してください。

10 助成金を受給する上での留意事項等（重要）

助成決定者は、助成活動の経理について、収支簿を備え、他の経理と区分して助成活動の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにするとともに、当該収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成活動の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存し、実績報告時及びJSCの指示があった場合は、直ちに提出できるようにしておく必要があります。

収支に関する証拠書類を提出できない場合は、対象経費とならず、助成金を返還いただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

11 その他

（1）助成活動の公開等

JSCは、助成活動等により得られた成果等について、不開示情報を除き、ホームページ等に公開します。

なお、提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

また、助成金交付手続きに必要な書類に含まれる個人情報については、当該審査業務以外の用途に使用いたしません。

（2）助成活動等の評価等

選手は、助成対象期間終了後において、JSCの求めに応じて、JSCが定める当該助成活動等に係る評価及び経年後の調査等を実施することとなっておりますので、ご協力をお願いします。

（3）toto 理念広報への協力依頼

スポーツ振興くじ toto の収益の一部は、選手・指導者研さん活動助成の財源となっております。

totoは「日本のスポーツの発展」に寄与するシステムであることをご理解いただき、このシステムを支えるくじの購入者へ感謝の意を伝えること及び更なる toto の応援団を増やすために、toto 理念広報へご協力をお願いします。

- ・ JSC主催のイベントへの出演
- ・ ホームページやSNS、広報誌へ掲載する記事への取材協力や活動写真の提供
- ・ スポーツ教室や講演会などのスポーツ普及活動における、totoのPR

totoの社会的意義が深まることで、安定的なスポーツ振興助成財源の確保へとつながります。toto&BIG公式 facebook ページへ「いいね！」やシェアをしていただき、ソーシャルでの拡散にもご協力をお願いします。

12 お問い合わせ先

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 助成課審査第四係

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 10 番 1 号

T E L : 03-5410-9172

F A X : 03-5411-3477

メール : josei4@jpnssport.go.jp